

第45集

あか、るい、こころ

差別のない明るい社会を目指して

インターネットの使用方法によっては差別を助長させ拡散させる恐れがあります。

江府町人権・同和教育推進協議会
江府町
江府町教育委員会



目次

差別のしくみ 1

小地域懇談会に参加して 7

第二十七回「人権・同和問題啓発標語」入選作品 13

差別のしくみ

一六五六年（明暦二）幕府から、「盗賊人穿鑿条々」^{※注1} という各村で身元の分からないものに取締りを行うよう御触れが出されました。江戸時代を通じて、治安維持のため^{※注2} に身元の分からない者にかかわってはいけないということが繰り返し発令されていきます。このような人たちを監視し、逮捕する人が必要でした。

前号^{※注3}で述べた鳥取藩の記録にある被差別部落として明記するのは一六六五年（寛文五）からですが、さらに差別政策を確定づけるのが、

一七七八年（安永七）幕府からの御触書でした。

一七七四年（安永三）の御触書には、「不届

きの行いをする浪人がいれば、エタ・非人に召捕らせるように」とあって、被差別とされた

に広く知らせること。



※注1 御触れ・江戸時代、幕府や藩主からの命令などを一般民衆（いっぽんみんしゅう）に広く知らせること。
※注2 治安維持・・・世の中が治まって安らかであるように保（たも）ち続けること。
※注3 前号・・・「あかるいこころ第44集」参照。
※注4 不届き・・・法などに背（そむ）いた行いをする事。
※注5 召捕らせる・・・罪人（ざいにん）などをつかまえる。

人たちが下級警察の用務を担うことが明らかにされました。すでに一七六九年（明和六）一部の地域には御触書として出されていて、一七七二年（安永元）には全国向けに通知されましたので、方針の固まったことが分かります。また、同年「博奕がましき儀」する者は、農業が粗略になり年貢に差し支えるとしてエタに捕えさせるようにとの触れも出されています。この時点で、被差別身分の人たちに下級警察の用務を受け持たせることが決められ、さらに武士との直接的・緊密な関係としたのです。

ところが、一七七八年（安永七）「エタ非人風俗之儀に付御触書」が出されます。それは、近來百姓町人に対し「法外の働き」や「慮外」いたし、「悪党の宿」をするなど、風俗が悪くなっており、違反した被差別の者には手代や足輕を派遣して召捕るとし、被差別の人たちの身分は百姓町人の下であることを明言したのです。

この法令の出された要因は二つ考えられます。一つは、武士階級の指揮のもとに下級警察として取り締まる側に位置づけられた人たちが百姓、悪党などと「馴れ合い」「見逃し」「引き入れ」をする事のないよう統制を図る意図がありました。百姓よりも下の身分と言われながら百姓を取り締まったり不穏な動きのないよう見張ったりする立場にし

※注13
て、百姓と氣脈きみやくを通じないよう分断ぶんだんする必要がありました。

もう一つは、経済けいざい的な要因もあつたと思われます。江戸時代の経済の根幹こんかんは百姓の納おさめる年貢にありました。村々に年貢が割り当てられ、納められない者の分は村で調しらえますが、天候不順の年や洪水にはいかんともし難がたく、一揆いっきで減免げんめんを求めることになります。一揆には嚴罰げんばつをもって対処たいしよするというお触ふれは、世情せいじやうに鑑かんみた対応たいおうを表わしています。一七六〇年代に入ると、全国的に一揆の数が増える傾向けいこうにあり、八十年代にも増えはしても減る様子はありませんでした。幕府は、下表のような儉約令けんやくなどを命じ、その一方で徒党ととうを組んでの一揆取締り令を出しました。

幕府からの儉約、取締り令一覧

一七五〇年（寛延三）	百姓の徒党強訴逃散を嚴禁
一七六四年（明和元）	諸般の経費節約を命じる
一七六九年（明和六）	諸国農民の徒党強訴取締りを命じる
一七七〇年（明和七）	諸国農民徒党強訴の取締りを命じる
	徒党強訴逃散などを企圖するのを検証して告訴させる
一七七一年（明和八）	百姓強訴処罰令、五年間の儉約を命じ、経費節減を令示
一七七四年（安永三）	虚無僧取締り、旅僧・修験者・瞽女・盲僧・乞食らの取締り
一七七七年（安永六）	農民徒党強訴を禁ずる
一七七八年（安永七）	無宿徘徊者の逮捕を命ずる
一七八一年（天明元）	幕府農民徒党強訴の取締り
一七八三年（天明三）	百姓徒党一揆の取締りを全国に命じる
	明年より七年間の儉約を布告

※注6 博奕がましき儀・お金を賭（か）けて勝負を競うような遊びのこと。
※注7 粗略（そろ）……物事のあつかいが、丁寧（ていねい）でないこと。
※注8 法外の働き……基準（きじゆん）や法を外れたおこない。
※注9 慮外（りがい）……無礼であること。
※注10 悪党の宿（あくどうのしゆく）……悪事を働く人を泊（と）める。
※注11 手代（てだい）……江戸時代、郡代・代官・奉行（ぶぎやう）などに属（ぞく）して雑務（ざつむ）をあつかった下級役人。

※注12 足輕（あしかぢ）……ふだんは雑役を務め、戦時には歩兵となる者。
※注13 氣脈（きみやく）……仲間うちなどでの、考え・気持ちのつながり。
※注14 徒党強訴逃散（ととうきやうそつとうさん）……目的のために仲間や一味などを組んだり、農民が領主（りやうしゆ）に対して年貢減免などを要求したり、村をあげて耕作（こうさく）を放棄（ほうき）し、山野や他領へ逃亡（とうぼう）すること。

このような状況の中、百姓から厳しく年貢を
取り立てる一方で、下の身分のあることを意識
させました。百姓にとっては、自分たちより身
分の下とされる者達が下級警察として百姓の動
向を監視している事は気に障る事でした。ま
た、病気や事故で命を失った牛や馬の処理や
行政の下働きは汚い仕事もありましたが、それ
なりの収入や手当がありました。安永七年のお
触れにもある通り、（収入があつて）百姓とな
んら変わらない生活をしていることも腹立たし
いことでした。成り行きとして、百姓にとって
は憎い存在であつて、年貢の取り立てに苦しむ
精神的なけ口として差別政策は機能することに
なります。



鳥取藩は、幕府のお触れにはすぐに追隨※注15（ついで）

しませんでしたが、およそ二十年後の

一七九九年（寛政十一）の御触れから差別

政策を取るようになります。幕府に同調し

ただけでなく、鳥取藩の経済事情も猶予な

らない状況※注16（じょうきょう）になっていました。鳥取藩の年

貢は、俣野日の詰加藤家文書に見られるよ

うに、収量の六割※注17（しゅうりょう）に当たり、六公四民※注18（むつしゆ）でした。

鳥取藩の台所も逼迫※注19（ひつぱく）していたのです。

江戸時代を通じて経済情勢※注19（けいぎじょうせい）の好転はあり

ませんでした。天災※注18（てんさい）で収量が見込※注19（みこ）めなく

も、参勤交代※注18（さんきんこうたい）の費用は必要ですし、藩主交

代の折には幕府から他国の川普請※注19（かわぶしん）などの大

工事が命ぜられ、年貢未納※注19（ねんこうみのう）は許されません

鳥取藩の儉約令等年表

- 一七七三年（安永二） 十年間特に儉約の事
- 一七七八年（安永七） 諸役人面々お勝手方存意ある者は、家老に差し出すべき事、今後十年間一切非常儉約並びに勝負事厳禁
- 一七七九年（安永八） 幕府より濃州諸川工事を命ぜられる、両国に目付銀、在中三百貫、町中三百貫、米子百貫、倉吉五十貫、簡略に付き江戸諸経費節減を達せらる、大洪水後奸民盜掠を行うもの多し、洪水につき借金を二十年賦に命ぜられる
- 一七九五年（寛政七） 去年洪水財政窮乏今来家中物成八分借増一ツ成となる
- 一七九六年（寛政八） 幕府より美濃・伊勢・東海道筋川普請を命ぜらる
- 一七九九年（寛政十一） 因伯洪水被害甚大なり
- 一八〇一年（享和元） 在町に衣服儉約の令を達せられる
- 一八〇二年（享和二） 幕府より関東筋諸川普請を命ぜられる。金五万両
- 一八〇九年（文化六） 十年間非常節儉の令を達す。
- 一八一二年（文化八）

※注15 追隨・・・あとにつき従（したが）うこと。

※注16 六公四民・・・江戸時代に収糧高（しゅうかくだか）の六割を領主が、四割を農民が受け取る年貢率の一つ。

※注17 逼迫・・・行きつまって余裕（よゆう）がないこと。

※注18 参勤交代・・・江戸幕府が大名統制（とうせい）のため、諸（しよ）大名を一定期間、江戸に住まわせた制度。

※注19 川普請・・・河川の改修（かいしゅう）工事のこと。

でした。武士階級の給与削減にも限りがありました。ここに来て差別の御触れは次々と達せられていき、一八四二年（天保二三）、一八五四年（安政元）、一八五六年（安政三）、一八五九年（安政六）と続きます。

社会の世代交代が進みますので、すべての世代に周知された時には明治になっていて、社会に差別意識が定着していました。差別施策を推進した当の責任者はいなくなつて、差別の意識だけが残つたのです。

その一例として、米子市内のとある場所と同様に破壊された墓石が江府町にも存在します。御上からそのかされた差別意識が、死者を祀る場にまで及んでいることから、今日なお問題とするだけの深さを思わずにはいられません。

※注20 祀る……儀式(ぎしき)をととのえて神霊(しんれい)をなぐさめ、また、祈願(きがん)する。

「小地域懇談会に参加して」 （しょうちいきこんだんかい） （どうなってる？今の同和問題）

「今日は年に一度の小地域懇談会が開催された日です。集落の集会所からの帰り道AさんとBさんが今日の話題について話しながら歩いています。江府町では平成八年から続く三十年近い歴史のある懇談会です。Aさんは今年初めて参加しましたが、Bさんは何回も参加している様子です。」

Aさん 「今日は参加してみてよかったです、部落差別の歴史や現状が学べました。」
二人が使用した資料は次のようなものです。

現状について

（１）部落差別とは？

- ・日本の歴史の中で作られた差別
 - ・被差別部落で生まれ育った人たちに対する差別
 - ・被差別部落に住んでいる人たちに対する差別
 - ・被差別部落にルーツがあるとみなされた人たちへの差別
- 長い間、日常の様々な場面で排除や差別をされ、基本的人権を奪われてきた。

※解放運動や行政施策、教育、啓発などで改善されたものもあるが、部落差別は、いまだに根強く残っている。

(2) 今ある部落差別とは？ (主なもの)

① インターネット上の部落差別

※注21

- ・ 被差別部落に関する悪質なデマ、ひぼうちゆうしょう 誹謗中傷、ぼつりやく 差別的暴力的なコメント
- ・ へんけん 偏見を助長、ぞうふく 増幅させる情報
- ・ 被差別部落の場所を特定し、地図上に印を付ける。

※ネット上に掲載けいさいされている電話帳から地図のページに行くこともできる。

※インターネットに情報を一度あげると消すことが困難。こんなん (コピーして別のサイトにあげる人もいる。)

- ・ 印をつけた場所の動画をインターネット上にあげる。

その結果として

- ・ 解放運動をしている人などの個人情報こじんじょうほうをネットにあげて、さらしている。

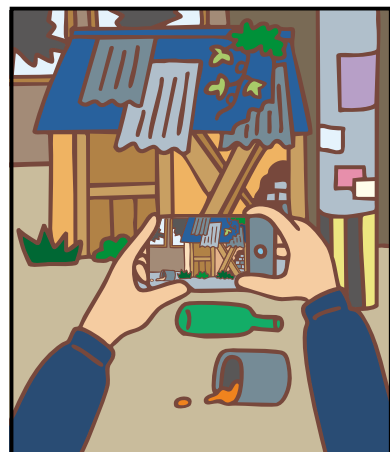
インターネットで偏見を助長、増幅させる情報



③ 動画を見た人が、一部の情報を集落全体のこととして間違まちがった情報を認識にんしきする。それにより、差別を助長させることになる。



② インターネットでそれを面白おかしく表現したり、悪質に編集へんしゅうしたりして動画配信する。



① 被差別部落の名称(めいしやう)、施設(しせつ)、お店、墓(はか)などの様々な場所を撮影(さつえい)する。

・家族の交際相手が被差別部落出身か調べたり、興味本位で検索したりする。

・インターネットは誰でも気軽に受発信でき、匿名性が高い

・差別行為への心理的なハードルが下がり、差別をしているという意識が希薄になりがちである。

② 結婚差別

子や孫などの交際相手が被差別部落の人だった場合、結婚を反対したり縁を切ったりする差別が後を絶たない。

③ 土地差別

家や土地の購入、アパートを借りる際に、どこが被差別部落か調べたり避けたりする人がいる。

※注21 誹謗中傷：根拠(こんぎよ)のない悪口を言いふらして他人をきずつけること

※注22 匿名：自分の名前を隠(かく)して知らせないこと。

※注23 希薄：物事に向かう気持ち・意欲(いよく)などの弱いこと。

被差別部落についての問い合わせ



Aさん 「私は部落差別ってもう昔のことだと思っていたのに、あんなにあるとは知らなかったです。」

Bさん 「私もこの会に参加するまでは、随分間違った知識を持っていただけ、少しずつ意識が変わりましたよ。」

Aさん 「へえーどんなところですか？」

Bさん 「例えば、グループ討議の『私は差別してませんけど？』では差別していないという意識が本当にそうなのか、問われていましたね」

Aさん 「私は今まで差別をしたことがないという意識でしたが、当事者の気持ちまで考えたことがなく改めて考えさせられました。」

Bさん 「素晴らしい、やはり無意識の内に相手を差別の対象としているのに、それに気がついていない自分がいるということに気が付くことは、本当に大切なことだと思いますよ」

Aさん 「ぜひ、これから機会があれば意識を深めたいですね」

「どうですか皆さん、懇談会に参加された方、まだ参加されていない方、いろいろな考え方があると思いますが、小地域懇談会は同和問題を始めとするあらゆる差別をなくするため、意見交換の場を設け、たくさんの方の参加をお待ちしています。」

グループ討議資料

（令和六年度 小地域懇談会資料より）

『私は差別してませんけど？』

だって差別はよくないもんね

部落差別をめぐっては、様々な意見があります。それらの中には「差別はよくない」「差別はあってはならない」という価値観かちかんに基づくものもとが多いでしょう。次のA～E、そしてそれらに対するFの意見を読んで考えてみましょう。

A～Eの意見

- A イマドキ部落差別する人なんていないでしょ。もしする人がいるなら、考え古いって！
- B 若い人は部落差別なんて気にしない。結婚のときに何か言うのは高齡者こうれいしゃでしょ。
- C 若い人は部落差別のことを知らないんじゃない？知らなきゃ差別しようがない。大丈夫！
- D 私は被差別部落に友だちがいる。普通ふつうに付き合っているし、差別してないよ。
- E 最近の被差別部落の若い人は言葉遣いことばづかいも悪くないし、そのうち差別もなくなるんじゃない？

Fの意見

F そうかもかもしれませんね。でも、そんなあなたの言葉に、私は悲しいような腹立たしいような気持ちになりました。

「Fさんはなぜ悲しいような腹立たしいような気持ちになったのでしょうか？」

「どうでしょうか？皆さんも一度考えてみませんか？」



【引用した資料】

製作者：公益社団法人 鳥取県人権文化センター
人権学習教材：innovation「部落差別があと続く社会」
を変えるために

【参照した講演】

講演：令和6年10月8日開催の江府町人権・同和教育
講座 たんぼぼ学級
演題：「部落差別があと続く社会」を変えるために
講師：公益社団法人 鳥取県人権文化センター

第二十七回 「人権・同和問題啓発標語」 入選作品

奥大山江府学園

【ブナの森校舎 標語】

◆最優秀賞

笑顔はね みんなの心 開くドア

四年 竹田 芽生

【日野川校舎 標語】

◆最優秀賞

守りたい 大事な人の あの笑顔

九年 遠藤 佑花

◆優秀賞

みんなで なかよく ゆずりあおう

一年 船越 真緒

◆優秀賞

つくろうね いじめの仲間 ゼロの町

六年 加藤 優月

だれにでも あかるくあいさつ 気もちがいいよ

二年 竹田 実生

言うまえに 考えようよ その言葉

七年 末次 碧生

みんなで つくろう けんかやいじめのない世界

三年 川上 明凜

「ありがとう」って 言えば言うほど

花が咲く

つらいとき 話を聞くと 教えてね

五年 川上 千菜

八年 筒井絵梨乃

(江府町が令和五年度に募集した啓発標語入選作品です。)

生涯学習基本テーマ
明日へ生きる私を求めて

第45集/2025年3月28日

印刷 富士印刷有限公司
イラスト 門脇 多美

無断転載禁止